

カテゴリ	質 疑	回 答
1.制度・運用に関する質問	何割くらいの審査機関がBIM確認申請に対応しているのでしょうか？	現時点では、審査機関等に働きかけを行っている段階であり、詳細な割合は回答できる段階にありません。
1.制度・運用に関する質問	構造設計専門の事務所です。 意匠、構造、設備が同じBIMソフトを使用していることはなかなか難しいと思います。構造専門事務所のBIM利用についてどのような想定をされていますでしょうか。 （実質的には今のところ、組織設計様やゼネコンがBIM審査の対象でしょうか）	構造と意匠の部門間において、整合性確認を省略する場合は同一のBIMソフトウェアである必要があります。ただし、意匠と構造の部門内のみ、整合性確認を省略する場合はその限りではありません。
1.制度・運用に関する質問	BIMを使わない場合でもCDEのしくみを使えば効率的だと思いますがそれは可能でしょうか？また、副本は自分たちで出力して現場に渡すのでしょうか？	BIMソフトウェアを使用しない場合の確認申請CDEの利用についてはガイドラインで想定されていません。確認申請用CDEから申請図書のダウンロードができ、それを電子データで共有するかまたは出力して共有するかは任意となります。
1.制度・運用に関する質問	消防も参加予定、とありますが調整状況、意向等、分かる範囲で御教示ください。	消防の参加については、現在関係機関への働きかけを行っている段階であり、具体的な状況をお知らせできる段階には至っていません。
1.制度・運用に関する質問	BIM由来の図面と2Dの図面が混在する場合審査上支障があるケースはありますか？	手続き上は支障ありません。審査上の支障の有無についてはあらかじめ審査機関と調整が必要と考えられます。
1.制度・運用に関する質問	木造建築物に対してはどのような方針でしょうか？	木造に関する検討は今年度実施し、年度末には入出力基準案、申告書案を公表する予定です。
1.制度・運用に関する質問	2026年春からBIM図面審査開始予定とありますが、全国の行政、民間の審査機関さまが対象なんでしょうか。 首都圏から随時進める形になるのでしょうか。	2026年春のBIM図面審査は、実施に必要な環境等を整えていれば、全国の特定行政庁、指定確認検査機関で実施可能です。
1.制度・運用に関する質問	BIM図面審査は、申請者が希望し且つ審査機関が受け入れた場合に行われる、という認識でよろしいですか。	お見込みの通りです。
1.制度・運用に関する質問	BIM図面審査は極力利用するような努力義務のような認識でしょうか。	義務又は努力義務ではなく、BIM活用の普及を後押しするべく建築確認における申請及び審査の方法を整備し、ガイドラインで示しました。
1.制度・運用に関する質問	BIM申請することによって、通常の確認申請より申請期間が早くなるのでしょうか。	BIM 図面審査全般の効果として建築確認手続きにかかる審査期間の短縮が想定されております。
1.制度・運用に関する質問	建築基準法施行規則の改正はありますか	建築基準法施行規則第 1 条の 3 及び確認審査等に関する指針の改正を予定しています。改正方針は本年秋頃にお示しする予定です。
1.制度・運用に関する質問	小規模建築物もBIM申請の対象となりますか？	対象となります。
1.制度・運用に関する質問	建築確認・省エネ・評価の業務規程の変更や準則の必要人数の見直しはありますか？	現時点において、指定準則における確認検査員の人数の見直しは予定しておりません。また、業務規定の見直しについては、必要があれば、改めてお知らせいたします。
1.制度・運用に関する質問	BIM図面審査は努力義務ではない、とのことですが国交省発注の案件で「BIM図面審査を行うこと」を条件にすることは考えられますか？	現時点では未定です。
1.制度・運用に関する質問	今後BIM申請のみの審査へと完全移行するのですか。（2次元CADで作成した図面の審査は終了しますか。）	今後BIM申請のみの審査へと完全移行する予定はございません。
1.制度・運用に関する質問	2026年春というのはICBAさんの電子申請システムの対応予定日ということで良いでしょうか。	2026年春はBIM図面審査の開始予定日です。この予定日に向けて、確認申請用CDEの開発及びICBA電申請受付システムとの連携を進めています。
1.制度・運用に関する質問	寸法の小数点表記やその計算ルール等については、これまでの申請図面と同じとするでよろしかったでしょうか？	寸法の小数表記の方法について、変更は予定しておりませんが、面積算定における寸法の標記方法や、計算による数値の差異の取り扱いについては今後整理することを検討しております。
1.制度・運用に関する質問	省エネ適判申請や構造適判申請についても、同様のBIM図面審査を推進する予定はありますか？	適合性判定機関においても、BIM図面審査の確認申請用CDEを用いた申請を推進してまいります。
1.制度・運用に関する質問	設計図書の保存義務が法律に定められておりますが、今後IFCデータ等の保管義務が発生することは考えられますでしょうか	BIM図面審査においてIFCは参考資料の扱いとなるので、法定保存の対象にはなりません。
1.制度・運用に関する質問	BIM図面審査の過程を実際に動画で視聴できるようになりますか？（初任者のために）	貴重なご意見をありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。
1.制度・運用に関する質問	建物の用途規模、構造・面積によっては、例えば新3号の木造倉庫50㎡をBIM申請するよりは、2DCADで申請した方が早いなど思ってしまう。確認申請期間は、新3号7日、新2号35日ですが、どうなりますか。	建築確認審査に係る法定期間について、変更は予定しておりません。
1.制度・運用に関する質問	BIM申請用の入出力基準を定めることによって、申請者側は入力や整備など対応が追加されるため効率化（メリット）になるとは考えられず、主に審査者がメリットを享受する施策と感じる中で、本CDE環境利用の料金を申請者が負担することに違和感がありますが、その背景を説明ください。	CDEの利用料金はICBAから審査者特定行政庁および指定確認検査機関に対する課金であり、それを審査者が負担するか、個別の申請料への上乗せして申請者に負担を求めるのかは審査者の判断となります。
1.制度・運用に関する質問	CDEは、今後性能評価などの関連も考えていく予定はありますか？	現時点では未定です。
1.制度・運用に関する質問	計画変更の際、BIMデータは確認申請時の元データと変更データの2つを送るようになるのでしょうか。	計画変更が生じた場合には、元のBIMデータを修正し、そのデータから変更後の図書を再出力することが原則とされています。修正範囲のみのPDF形式の図書と、対応するIFCデータの再提出となります。また、直前の申請方法に応じて申請方法が異なりますのでご注意ください。
1.制度・運用に関する質問	審査機関によっては、BIM審査対応に数年かかる（極端に言えば目処が立っていない）などは考えられますか？	BIM図面審査を開始するためには審査機関において一定の準備が必要となりますが、審査そのものについてはこれまでの審査と大きく変更されることはないことから、その対応に長期間を要しないと考えております。
1.制度・運用に関する質問	2029年BIMデータ申請開始までに、BIM図面審査の割合の目標値は設定されていますでしょうか。	現時点では、BIM図面審査の割合に関する数値目標は設けておりませんが、制度の円滑な導入と普及に向けて取り組んでまいります。
1.制度・運用に関する質問	現状3Dモデルは形状把握という事で、将来的には3Dモデルだけで全ての審査を可能とする様な展望はありますか	2029年春の「BIMデータ審査」の実現に向けて取り組んでおります。ただし、現時点での検討を前提とすると、BIMデータ審査が開始されるタイミングで、BIMモデルのみで全ての申請・審査が可能となるものではありません。
1.制度・運用に関する質問	高度な検証図書である構造計算書、避難安全検証法の審査は従来通りになり、BIM審査であるためのメリットは無いように思えますがいかがでしょうか。	お見込みの通り法適合審査については従来通りですが、BIM図面審査は「BIMデータ審査」への移行に向けた第一段階と位置づけられており、将来的な活用が期待されています。

カテゴリ	質 疑	回 答
1.制度・運用に関する質問	BIM利用に依って設計業務が簡素化され、設計者資格要件の変更等の予定はありますか	現時点において、設計者の資格要件を見直す予定はございません。なお、一般論となりますが、業務実態の変化に対応し、資格者制度についても不断の見直しが必要と考えています。
2.ガイドラインについて	整合性確認を省略できることにおける設計者のメリットはありますか？	設計者が建築計画時に作成したBIMモデルを用いて確認申請を行うことで設計者は合理的に確認申請図の作成ができ、さらに審査者により整合性確認の省略が行われ、審査期間の短縮が期待されます。
2.ガイドラインについて	IFCデータは、3次元の形状情報以外の情報は不要と考えて良いのでしょうか？	BIM図面申請において、BIMのオーサリングソフトで「IFC2.3.0.1 Coordination View 2.0(通称、IFC2x3)及びIFC2x3設備IFCデータ標準Ver.1.3のいずれかで出力されたIFCデータを用いて、審査における建築物の形状把握・理解に利用します。そのため、それ以外の属性情報についての定義はなされていません。
2.ガイドラインについて	IFCデータの不備についてですが、設備で配管を実際の納まりで記載すると「上下配置になり図面出力すると平面図では重なって読み解けない」ということがしばしばあり、図面出力用に配置を調整するのですが、その際配管が建物から飛び出すような場合は不備になるのでしょうか？	BIM図面審査においては、PDF形式の図書により審査を行うこととされています。PDF形式の図書を作成するために必要となる程度の調整については、IFCデータの不備として扱う必要はありません。
2.ガイドラインについて	IFCの対応バージョンを教えてください。	IFC データのバージョンは IFC 2.3.0.1 Coordination View 2.0（通称IFC2×3）及びIFC2×3 設備IFC データ利用標準Ver.1.3 となります。
2.ガイドラインについて	BIM申請の場合の提出者側のメリットはありますか？	以下のような事項がメリットになると考えています。 ・BIMモデルから図面を作成することによる整合性の向上 ・確認申請用CDEの活用による申請/指摘等のコミュニケーションの円滑化 ・建築確認手続きにかかる期間の短縮 ・確認の申請にかかる図書作成の効率化
2.ガイドラインについて	I F C データーの不備とはどのようなものを想定されていますか？あくまでも形状の理解等であれば、不備は形状的なものでしょうか。	不備は形状的なものです。ガイドラインにはIFC データの不備の例として、明らかに別プロジェクトのデータなど、図書と明らかに形状が異なる場合、ビューで形状が確認できない場合、意匠・構造間での整合性確認の省略を行う場合において、意匠と構造のIFC データが重ならない場合など、が挙げられます。
3.入出力基準・申告書について	申告書に記載するBIMソフトウェアは「認定ソフトウェア」の様なBIM図面審査に対応出来ることがわかる様なものはありますか？	BIM図面審査において、BIM由来のPDF図書を作成することができるBIMソフトウェアとは「入出力基準を満たした入出力が可能であり、当該BIMデータからPDF形式の図書及びIFCデータの書き出しが可能なソフトウェア」を指します。認定BIMソフトウェアという考え方はありません。
3.入出力基準・申告書について	意匠図と構造図の整合性の省略可能な要件が、同一ソフトのみという記述の理由をご教示願います。 意匠と構造で異なるソフトでの案件については、BIM図面審査を受けるメリットはないとの認識でよろしいでしょうか？	意匠図と構造図は、それぞれの設計者が作成するため、整合性を担保するために同一のBIMソフトウェアを指定しています。それに対し、設備図は意匠図をベースに設計者が入力をするため、別のBIMソフトウェアで作成することを認めています。 なお、意匠と構造で異なるBIMソフトウェアを利用する場合、両図面間の整合性確認の省略ができませんが、意匠図内、構造図内それぞれの図面の整合性確認が省略できるメリットがあります。
3.入出力基準・申告書について	別紙1:入出力基準(案) P7 意-014 開口部③幅、高さ(面積)に「自動算出し、表記する。」と記載されていますが、法チェックの有効開口面積を自動算出されることが求められているのでしょうか？ 開口率や有効幅、排煙有効高さなどある程度手動で数字を入力する必要があるかと思います。 また排煙有効高さを示す際、注釈線分を追記しそこから寸法をとるのは、データと連動しない2次元加筆となるためNGでしょうか？	入出力基準に基づき作成した幅及び高さによって、開口面積を表記した場合、それらを申告することが可能です。一方、例えば排煙有効高さの関係により開口面積を2D加筆し、幅及び高さのみを申告するのであれば、その旨を申告書の備考欄に記載してください。
3.入出力基準・申告書について	BIM図面審査ではIFCデータは参照ですが、例えば114条区画を2Dでハッチングで記載しているが、モデルでは区画の入力がない場合は、不整合になるのでしょうか。	入出力基準では防火区画の位置を「壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する」としており、ご指摘のような表記方法は入出力基準に適合していないため整合性審査省略の対象となりません。 また、IFCは形状建築物の「形状把握・理解に利用する」とされているため、審査の対象ではありません。
3.入出力基準・申告書について	申告書はBIMソフトから自動出力できるようなものなのでしょうか？	申告書を自動出力する機能を備えたBIMソフトウェアは現時点では無いと考えます。
3.入出力基準・申告書について	意匠と構造は同じBIMであれば省略できるという事でしょうか	意匠図と構造図の図面間の整合性は、意匠と構造が同一のBIMソフトウェアを利用し、入出力基準に従い作成された図面であれば、確認の省略が可能です。
3.入出力基準・申告書について	本CDEにおいて、防火区画の審査（区画種類、面積制限）についてはどのような審査になりますでしょうか。プロパティ名称の統一等は必要になりますでしょうか。	入出力基準に基づいて作成されたPDF図書により防火区画を審査します。具体的な図書の作成方法は入出力基準によることになります。
3.入出力基準・申告書について	意匠・構造で同一ソフトの利用が求められるということですが、これは「同一ソフトウェアから図面を出力する」ということであり、別ソフトで作成したデータをインポートした上で同一ソフトで出力した場合は、整合性確認の省略はできますか？	別ソフトで作成したデータをインポートした上で同一ソフトで出力した場合、入出力基準で示す方法（入出力基準3-2.2作成方法）に合致しないため、整合性確認の省略はできません。
3.入出力基準・申告書について	日影計算のみ別ソフトで計算して2Dで申請図とした場合などに各部のモデルの寸法との整合が確認できない場合など（建築設備情報など）整合性確認の省略はできますか？	日影計算のみ別ソフトウェアで計算して2Dで申請図とした場合、同一のBIMソフトウェアを利用していないことから、日影図は整合性確認省略の対象となりません。
3.入出力基準・申告書について	入出力基準のうち、設備の事項はどのように考えればよろしいですか。例えば機-001と電-001は同じと思われるが、入出力基準の考え方と申告書の書き方を教えてください。	機-001や電-001の場合、出力した機械設備図や電気設備図のベースとなる平面図等が意匠の入出力基準を満たすBIMモデルを参照、または下図としたものならば、申告書の当該申請図面には○が付きます。
3.入出力基準・申告書について	入出力基準について、各事項で「表記する」と書かれているものと「表示する」と書かれているものがありますが、違いは表記:モデル化しない情報を入力する、表示:モデル化するという認識でよろしいでしょうか	表示は、オブジェクト形状の図示を示し、表記は、属性情報等の表記を示しています。
3.入出力基準・申告書について	申告書はBIMソフトからの出力ではなく、設計者がすべてを直接作成するものですか。	申告書は設計者がすべてを直接作成するものです。
3.入出力基準・申告書について	整合性の担保は申告書のみですか。PDFとIFCの共通符番などは表示されないのですか。	申告書のみです。

カテゴリ	質 疑	回 答
3.入出力基準・申告書について	分野間の整合性に関する部分で、意匠－構造は同一のBIMソフトを使えば整合性確認の省略ができ、意匠－設備は同一でも異なるBIMソフトでも省略が出来る、という認識で合っていますか。	お見込みの通りです。意匠－構造の場合は同一のBIMソフトを使っていることが整合性確認の省略の条件となります。意匠－設備の場合は条件となりません。作成方法については、入出力基準3-2.2及び3-3.2をご参照ください。
3.入出力基準・申告書について	申告書の申告内容と作成した図書との整合を確認する必要はありますか。	審査者は、申告書通りに入出力基準に従ってBIMデータおよび図書が作成されたことを確認する必要はありません。
3.入出力基準・申告書について	申告書は設計者が手動で入力するものとのことですが、○や－表記が正しいか、ヒューマンエラーが無いかのチェックが必要（本当に整合確認が無いのか等）と思えました。いかがでしょうか？	申告書は設計者の責任において作成されます。審査者においては申告書の記載内容の確認は不要とされています。
3.入出力基準・申告書について	あくまで業務効率を上げるための取り組みかと思います。 チェックシートで概要書に通芯などは出てきませんので そもそも記載出来ないような設定にしておいていただきたいです。 その他もそういった箇所はあるかと思いますが チェックシートは設計者側での負荷にはなるのでできる限り効率的に作成できる環境構築に力を入れていただきたいです。	申告書の記載の効率化を図るため、申請する図書において該当する基準項目がない場合は、当該項目を削除（行削除）することも可としています。
3.入出力基準・申告書について	入出力基準においての禁止事項についてですが、自動出力された寸法線の移動や削除等も禁止事項にあたりますか？	寸法線を移動させた場合に、寸法値が連動するものは、禁止事項には当たりません。
3.入出力基準・申告書について	申告書を提出させる目的・意味を教えてください。何を審査することとなりますか。	申告書は設計者が入出力基準に従い確認申請図書を作成し、審査時の整合性確認の省略を申告するものです。審査では、申告された項目の整合性確認は省略して審査することになります。
3.入出力基準・申告書について	BIMから構造計算に移行するシステムの構築は検討されないのでしょうか。構造図と計算書の整合性の効率化の検討が必要だと思います。	今後の検討の参考とさせていただきます。
3.入出力基準・申告書について	意匠/構造/設備の不整合とはどのレベルまでを指していますでしょうか。躯体とダクトの軽微な干渉までを不整合と考えますでしょうか。	BIM図面審査においては、入出力基準に適合した項目について図面間の整合性確認の省略を行うものです。干渉が図面上に明示されており、それが建築基準法上の支障となる場合には、審査上の指摘対象となる可能性があります。
3.入出力基準・申告書について	構造審査においては、構造図と意匠図・設備図との整合性は確保されると思われますが、構造計算書の審査は従来通りにならざるを得ないかと思います。いかがでしょうか。	お見込みの通り、構造計算書の審査は従来通りの審査となります。
3.入出力基準・申告書について	意匠だけでなく構造の規定の適合チェックがBIM内で行われるように検討をお願いします。例えば特記仕様書、鉄骨の柱脚等々。	貴重なご意見をありがとうございます。参考とさせていただきます。
4.表現標準について	確認申請図書の表現標準について、国交省営繕部でさだめる建築工事設計図書作成基準と異なる部分もあるかと思いますが、今後整合は図られていくのでしょうか。設計図と申請図で異なる表現で2つ作成することにならないか懸念しております。	確認申請図書表現標準については、建築工事設計図書作成基準との整合に留意して作成しているものです。
4.表現標準について	CAD表現の統一かですが、公開されている内容のみですか？図表の表記もまとめられますか？	現時点で公開されている「BIM図面審査における確認申請図書表現標準（素案）」は意匠の一部を示したものであり、意匠・構造・設備の内容は継続検討中です。
5.CDEについて	ビューワーは審査側だけではなく申請者側でも利用できるのでしょうか？	審査者、申請者ともIFCビューイング機能を使用できます。
5.CDEについて	確認申請書1面～6面の入力について、エクセル等のインポートは出来ないでしょうか。全部手動で入力でしょうか。	ICBA電子申請受付システムでは、手動入力のほか確認申請プログラムからのインポートにも対応しています。審査機関独自の受付システムの場合は各機関によります。なお、CDEには、ICBA電子申請受付システムで作成したデータを受け取り、そのデータを修正する機能実装する予定です。
5.CDEについて	申請者は事前にIFCデータの過不足について、このCDEを使用して確認する事は出来ないでしょうか。だれでも利用可能なテスト環境を準備していただきたいです。	申請者が事前にIFCデータを確認する方法については現在検討中です。
5.CDEについて	追加利用料金は、電子申請受付システムと同様、台帳システムを使用していれば必要になりますか。	ICBA確認申請用CDEは台帳システムと別システムとなりますので、別の利用契約・利用料金となります。
5.CDEについて	BIM図面審査を行うにあって、環境設定など何かインストールしておくものや、必要な設備はありますか？ また、IFCデータをCDEでビューイング等するために必要なPCスペックはどれほどでしょうか？	ICBA確認申請用CDEを使用するための使用者のシステム環境は、インターネット環境に接続しているPCで下記のOSおよびWebブラウザの環境となります。 OS：Microsoft Windows11 Ver21H2 Ver22H2 Ver23H2以上 Webブラウザ：Google Chrome Ver120以上、Microsoft Edge Ver120以上 PCの推奨スペックは現在検討中です。
5.CDEについて	現在の共用DBとの関係・連携についてはどのように考えておられますか。	ICBA電子申請受付システム等を通じた共用DBとの連携を行う予定です。
5.CDEについて	BIM図面審査を実施するうえで、建築確認用CDEは必須となりますか？ 確認申請CDEに必要な機能が搭載されているCDEであれば、申請者側が使っているCDEで確認申請を実施する事は将来的に可能なのでしょうか？	BIM図面審査の審査環境として、IFCデータの閲覧及びPDF図面による審査は確認申請用CDEで行うとされていることから、確認申請用CDEは必須となります。ガイドラインではICBA確認申請用CDEを標準審査環境としておりますが、別に整備したこれと同等の審査環境によることもできる。審査環境に求める要件は別途定める。ともされています。
5.CDEについて	施主に申請手数料を提示する際、CDE利用料がデータ量に応じるのであれば、あたりをつけにくいので、床面積に応じる方がよい気がしますが、概算表などはありませんでしょうか。	データ量に応じたCDE利用料は審査機関が支払う利用料であり、申請料金については、各審査機関が定めて、審査者に開示する位置づけとなります。
5.CDEについて	システムを利用せずメール等で電子申請を受け付けている場合、CDEのみを契約して利用するような方式は可能でしょうか？	受付システムを利用せず、CDEのみの契約で利用する事の可否、方法について現在検討しております。
5.CDEについて	共通データ環境はなぜ有料化するのでしょうか。BIMの補助金等の取り組みの一端で無料にいただいたほうがBIM化が加速するかと思えます。	システムの維持管理が今後とも必要になるため、有料となります。普及の観点と維持管理費のバランスを見ながら利用料を考えていきたいと考えています。
5.CDEについて	BIM審査を行うことで、期間短縮などで審査料を安く出来るかは、CDEの利用料によると思う。CDE利用料が高いと審査料に反映させるしかなく、利用促進しないと思います。そのあたりはどう考えますか？	貴重なご意見をありがとうございます。普及の観点と維持管理費のバランスを見ながら利用料を考えていきたいと考えています。

カテゴリ	質 疑	回 答
5.CDEについて	BIM図面審査を行うにあたり、ICBA電子申請受付システムを利用する場合と、既存の電子申請受付システムを利用する場合とで違いはありますか？（「ICBA電子申請受付システム」の利用契約のメリットを知りたいです）	ICBA電子申請受付システムを利用する場合、利用開始時からICBA確認申請CDEと連携したシステム利用が可能です。
5.CDEについて	CDE利用について、業務委託先の建築士事務所等と連携した利用は可能でしょうか。（一部業務の委託の際、同一データを確認しながら審査指摘対応を進める想定）	当該の審査機関の運用ルールによりますが、CDEの機能上は可能です。
5.CDEについて	消防の利用は無料でしょうか	消防の利用料金は検討中です。
5.CDEについて	既存の建築確認電子申請受付システムとCDEの機能に書類保存などの一部機能の重複があるように思いますが、両システムはどのような棲み分けとなるのでしょうか。	電子申請受付システムでは申請の受付、確認申請書の作成・提出・保管等を行い、CDEでは申請図書等の提出・保管、審査を行います。
5.CDEについて	CDEへの接続に関して、認証強度はどのように想定されていますか。具体的に多重認証の仕組みや、接続先制限の仕組み等は設けられる想定はありますでしょうか	多重認証、アクセス先制限等の機能を実装予定です。
6.CDEの機能について	2つのpdf内容の相違、というのは、指摘事項に対する変更、もしくは自主訂正事項等をはっきりさせるためのものでしょうか？	指摘事項、自主訂正を問わず変更箇所を分かりやすく表示します。
6.CDEの機能について	PDF差分出力で変更点を表示できるとのことですが、確認申請に関わらない変更部分まで赤くなって逆に分かりづらくなりませんか？	当機能の使用の判断は利用者に委ねられています。円滑な審査を行うための利用方法について検討していきます。
6.CDEの機能について	マークアップは審査者が使用する機能か 設計者がマークアップするものですか。 または自動でマークアップされる機能ですか。	マークアップ機能は、審査者、申請者ともに利用可能です。自動的にマークアップされる機能はありません。
6.CDEの機能について	CDEを使用すれば、指定検査機関側が適判機関・消防の質疑回答などのやりとり（設計者などのような質疑回答やりとりをしていて、進捗はどうなっているか）を閲覧することは可能になっていくのでしょうか？	審査の独立性の観点から、指定検査機関が適判機関の質疑回答などを閲覧できるような運用は考えていません。
6.CDEの機能について	2つのpdfファイルの差分を表示する機能とは、こういった内容の審査を想定されていますか？	2つのPDFファイルの差分を表示する機能は、審査者が申請図書の不備を指摘し、申請者がその指摘に基づいて図書を修正・再提出する際に活用され、審査者は図面等の修正前後の違いを容易に確認することができます。これにより、審査作業の効率化が期待できます。
6.CDEの機能について	2つの図面の差分を表示する機能や、PDFへ直接マークアップする機能があるとのことですが、審査作業を効率的になる項目はありますか。	2つのPDFファイルの差分を表示する機能は、審査者が申請図書の不備を指摘し、申請者がその指摘に基づいて図書を修正・再提出する際に活用され、審査者は図面等の修正前後の違いを容易に確認することができます。これにより、審査作業の効率化が期待できます。 また、マークアップの機能を使用すれば、CDE上で指摘箇所を容易に伝達できるなど審査の効率化に寄与できます。
6.CDEの機能について	IFCデータの不備は、CDEでチェックしてくれるのか？審査者が行うのですか？	IFCデータの不備を自動的にチェックする仕組みは実装していません。
7.その他	今後のスケジュールについて質問です。RC造のサンプルモデルを提供頂けるのは、具体的にいつ頃の予定でしょうか？	公開スケジュールについては調整中になります。
7.その他	サンプルモデルの更新予定はありますか。	現在公開中の確認申請サンプルモデルは、入出力基準の修正内容に応じて、適宜更新を行う予定です。
7.その他	設計者の責任で申告書を作成する事と、審査者側がデータをチェックするという話が矛盾していたように感じます。	設計者は、「入出力基準」に従ってBIMデータを作成し、その審査内容を「入出力基準適合申告書」によって申告します。申告書に基づき、整合性確認の一部が省略されるため、申告内容の正確性は設計者の責任となります。 審査者がチェックする「IFC データに不備やデータの欠落等ないか」については、ガイドラインの例にある通り、明らかに別プロジェクトのデータなど、図書と明らかに形状が異なる場合、ビューアで形状が確認できない場合、意匠・構造間での整合性確認の省略を行う場合において、意匠と構造のIFC データが重ならない場合など、が挙げられます。
7.その他	CADとは2次元CADのことですか？（3次元CADは関係ないですか？）	一般的には2次元CADとなりますが、BIM機能のない3次元CADも含まれます。